

別表

令和 8 (2026) 年度デジタル広告を活用した国民健康保険税収納率向上事業業務  
評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。  
なお、該当する企画提案者が複数あった場合には、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

評価項目	評価内容		配点
事業目的の理解度	①	事業内容の趣旨及び目的が十分理解され、明確なコンセプトの下に提案されているか。	15
事業の提案内容	②	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	15
	③	国民健康保険税の納期内納付勧奨において、効果を向上させる独自の提案内容が含まれているか。	15
	④	国民健康保険税の納期内納付の重要性が伝わるような企画となっているか。	15
事業実施に当たっての実現性・計画性	⑤	事業内容やスケジュールなどが明示された、具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。	10
事業実施体制	⑥	事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を整えているか。	10
事業実績	⑦	過去に類似・関連事業の実績があるか。	5
	⑧	過去の事業実績は本事業に活かせる内容であるか。	5
費用の積算	⑨	費用の積算は合理的な内容になっているか。	5
個人情報管理	⑩	管理体制が整っているか。	5
総 計			100